

建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等における

入札・契約制度の改正について

令和6年度より、建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等における入札契約事務等の取り扱いについて、次のとおり見直します。

1. 現場代理人の常駐義務緩和措置に係る変更及び主任技術者の兼任について

令和6年度より、現場代理人及び主任技術者の配置要件（兼任）については、次のとおりとします。

(1) 現場代理人の兼任件数は2件までとし、一方の工事が完成したら、次の工事と兼任することができます。また、兼任対象工事範囲は、原則、前橋市内となります。

(2) 主任技術者は、兼任要件を満たす場合（専任技術者ではない等）において、兼任件数の制限なく配置することができます。

(3) 現場代理人と主任技術者を兼ねる場合は、現場代理人の配置要件が適用されます。なお、他工事の主任技術者だけを兼任することはできません。

詳細は前橋市のホームページをご覧ください。

(参考) 監理技術者の専任の緩和について

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/somu/keiyakukanri/gyomu/2/2/32381.html>

2. 一般競争入札における参加資格申請書の様式変更について

令和6年度より、一般競争入札の参加時に提出する入札参加資格申請書が「入札参加資格申請書兼誓約書」に変更となります。入札参加申請の際は、新しい様式で提出をお願いします。新しい様式は、ホームページからダウンロードできます。

(参考) 一般競争入札に必要な様式（工事・業務）【令和6年4月～】

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/somu/keiyakukanri/gyomu/2/1/27465.html>

3. 簡易型条件付一般競争入札における事後審査書類の提出方法の変更について

令和6年度より、事後審査書類（入札参加資格確認申請書等）の提出方法を、原則、電子メールによる提出に変更します。落札候補者になった場合は、事後審査書類を提出用メールアドレス：shinsa-k@city.maebashi.gunma.jpへ送付してください。詳細は入札公告に記載しますので、入札参加の際は、ご確認ください。

4. 代理人証の廃止について

令和6年度より、代理人証を廃止します。入札・見積合わせ時には、委任状を提出

してください。

5. 前橋市指名停止措置要綱別表該当有資格者への報告義務の追加について

前橋市指名停止措置要綱（以下、「指名停止措置要綱」）の改正に伴い、有資格者は指名停止措置要綱別表に定める措置要件に該当する事由が発生した場合は、速やかに前橋市へ報告する義務があります。報告を怠った場合は、指名停止期間が2倍の期間となることがあります。

（参考）要綱、要領等（工事・業務）

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/somu/keiyakukanri/gyomu/2/2/27604.html>

（参考）令和6年度入札契約制度の改正のお知らせ（工事・コンサル）

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/somu/keiyakukanri/gyomu/2/2/40407.html>

6. 契約書の受け渡し方法の変更について

令和6年度より、契約書（双方押印有）のお渡し日を入札ごとに指定します。作成いただいた契約書類を窓口で一旦お預かりし、指定日に契約書をお渡しします。詳細日程は、落札決定後にお渡しする契約関係書類にて御確認ください。

7. 前払金請求書と工程表の提出先について

令和6年度より、前払金請求書と工程表の提出先は、各工事（業務）担当課となります。契約締結後、上記の書類を工事（業務）担当課へ提出してください。

8. ICT 施工の拡充

従来のICT活用工事（舗装工）について、新たに「路面切削又は切削オーバーレイ工事」を対象とする要領を策定したものです。

（参考）要綱、要領等（工事・業務）

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/somu/keiyakukanri/gyomu/2/2/27604.html>

9. 実施時期

令和6年4月1日

担 当 契約監理課 審査契約室

電 話 027-898-6289・6288 (内線: 3290)